

大山崎町住民協働事業支援備品貸出に関する要領

地域の皆さんが「協働の取り組み」として実施する催しやイベントの運営に、町の物品を貸し出します。

※貸出無料

貸出物品

- マイク・アンプセット（マイクはワイヤレスと有線が1本ずつ）
- ワンタッチ組み立て式テント（横幕付き）
- 夜間用スタンド式照明ライト（バッテリー式ではありません）
- プロジェクター（スクリーンはありません）

申請方法＝申請書を下記まで。内容を審査し可否を決定します。

※ただし、次のような内容の事業に対しては、貸出しを行いません。

- (1) 宗教に関するもの
- (2) 政治に関するもの
- (3) 営利に関するもの（もしくは営利目的であると誤解を招くもの）
- (4) 個人が主催する催し等に関するもの、または個人的な内容のもの
- (5) その他、町長が適当でないとするもの

貸出期間＝4日間以内（受取・返却を含む）

貸出・返却方法＝利用者が役場で受け取り、役場に返却してください。

※町が運搬することはありません

注意！＝紛失・破損した場合は、弁償していただきます。

問合せ・申請先＝企画財政課企画観光係 電話 956-2101（内 380）